

(工学部内規程第33号)

鳥取大学工学部施設使用細則

第1条 この細則は、職員の勤務時間外（土曜日、日曜日及び休日等を含む。）に職員及び学生が工学部施設を使用する場合の、使用施設の管理について万全を図ることを目的とする。

第2条 この細則において、各学科長の監守施設を各学科専用施設と、その他の施設を学部共用施設という。

第3条 学生に各学科専用施設の使用を指示した指導教員は、所定の用紙に必要事項を記載し、当該学科長の認印を得て事前に事務部に提出するものとする。

第4条 職員が学部共用施設を使用するときは、事務部に届出るものとする。

2 学生だけで学部共用施設を使用することは、原則として認めない。

第5条 施設使用者は、火災その他異常事態の発生したときは、直ちに関係部署に連絡するものとする。

第6条 機械・装置を無人で使用するときは、事前に当該学科長の了解を得た上、施設の入口に使用機械等の名称、責任者氏名、使用期間及び緊急時の連絡先（電話番号）を表示するものとする。

第7条 使用施設の最終退出者は、火気、電源、戸締り等の安全を確認し施錠するものとする。

第8条 この細則に定めるもののほか、各学科専用施設の使用に関する要項については、学部長の承認を得て各学科で定めることができる。

附 則

この細則は、昭和54年7月11日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年2月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年9月20日から施行し、平成5年8月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。